

防災訓練等に伴う災害補償事務取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市地震対策条例（昭和56年 川崎市条例第26号）第30条に定める補償について、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年 川崎市条例第23号。以下「条例」という。）及びこれに基づく規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の号に定めるところによる。

(1) 防災訓練参加者等

川崎市地震対策条例第12条第1項及び第25条第2項に定める地震に係る防災訓練等に参加した者、及び同条例第21条の規定による協力要請に基づく応急措置の業務に従事した者

(読替規定)

第3条 この事務の取扱いにあたっては、条例の規定中「消防団員等」とあるのを「防災訓練参加者等」と読替えて適用するものとする。

(書類の提出及び調査)

第4条 この要綱により定められた書類で市長に提出するものはすべて、市長が実施する地震に係る防災訓練については危機対策部長を、自主防災組織が市長に届け出てその指導を受けて実施する地震に係る防災訓練については区長又は所轄消防署長を、応急措置従事者にあつては、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合における本部の組織に基づく部長等を経由して提出しなければならない。

2 危機対策部長等は、前項の書類を受理した場合には意見を付して市長に送付しなければならない。

(災害発生届)

第5条 防災訓練参加者等が川崎市地震対策条例第30条により災害を受けた場合において、補償を受けようとする者は、災害を受けた日又は診断によって災害が確定した日から7日以内に「災害発生届」（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、この期間内に届けられなかった場合においては、その理由を付して期間経過後に届けることができる。

2 「災害発生届」(第1号様式)には次の書類を添付して、市長に送付しなければならない。

- (1) 防災訓練計画書(自主防災組織が市に届け出て実施する地震に係る防災訓練)
- (2) 医師の診断書(入院又は通院期間等の記載のあるもの)
- (3) 事故発生現場見取図
- (4) その他事故発生報告に必要となる書類

(認定及び通知)

第6条 市長は、前条「災害発生届」(第1号様式)の内容を審査し、川崎市地震対策条例第30条の規定に該当する災害であるかどうかを認定し、その結果を補償を受けようとする者に対して「公務災害補償認定通知書」(第2号様式)により通知しなければならない。

2 市長は、前項の認定をしようとするときは、危機管理本部公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)の意見をきかなければならない。

(認定委員会)

第7条 危機管理本部に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、危機管理本部危機管理監をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務企画局人事部長
 - (2) 健康福祉局保健医療政策部担当部長
 - (3) 消防局総務部長
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(災害補償の種類)

第8条 災害補償の内容は、条例第4条各号に定めるところによる。

(補償基礎額)

第9条 前条に規定する災害補償（療養補償及び介護補償を除く。）は、補償基礎額を基礎として行うこととし、条例第5条第2項で定める額とする。

（様式）

第10条 川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和36年3月31日規則第25号。以下「規則」という。）に定める各様式について、次の各号に定める。

- (1) 災害発生届（第1号様式）（規則第4条）
- (2) 公務災害補償認定通知書（第2号様式）（規則第5条）
- (3) 看護等承認願（第3号様式）（規則第6条第1項）
- (4) 看護等承認書（第4号様式）（規則第6条第2項）
- (5) 公務災害補償費支払請求書（第5号様式）（規則第7条）
- (6) 遺族補償年金請求・受領代表者選任届書（第6号様式）（規則第9条第1項）
- (7) 遺族補償年金請求・受領代表者変更届書（第7号様式）（規則第9条第2項）
- (8) 公務災害補償年金証書（第8号様式）（規則第10条第1項）
- (9) 年金証書再交付申請書（第9号様式）（規則第10条第2項）
- (10) 遺族補償年金支給停止申請書（第10号様式）（規則第11条第1項）
- (11) 遺族補償年金支給停止解除申請書（第11号様式）（規則第11条第2項）
- (12) 療養の現状報告書（第12号様式）（規則第12条）
- (13) 定期報告書（第13号様式）（規則第12条の2）
- (14) 傷病等級若しくは障害等級の変更又は遺族の異動等に関する申請書（第14号様式）（規則第13条）
- (15) 氏名・住所変更届書（第15号様式）（規則第14条）
- (16) 公務災害補償原簿（第17号様式、第17号様式の2、第18号様式、第19号様式及び第20号様式）（規則第18条）

附 則

（施行年月日）

- 1 この要綱は、平成12年10月4日から施行する。

（適用）

- 2 この要綱は、平成12年9月1日以降に発生した防災訓練等に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

(適用)

2 この要綱は令和5年11月1日以降に発生した災害について適用する。